

氏名の振り仮名法制化への対応について

1 概要

戸籍法の一部改正を含む、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 48 号）の施行により、令和 7 年 5 月 26 日以降、戸籍の記載事項に氏名の振り仮名が追加されるため、本籍地の区市町村において当該届出の受付及び戸籍の記載を行う。

2 氏名の振り仮名の記載方法及びスケジュール

令和 7 年 5 月 26 日以降、初めて戸籍に記載される者については、下記(1)～(3)の手続によらず、戸籍の届出時（出生届等）に併せて振り仮名を届け出ることになる。

(1) 氏名の振り仮名の通知書発送〔令和 7 年 5 月 26 日以降〕

本籍地の区市町村から既に戸籍に記載されている者に対し、記載予定の振り仮名を通知する。

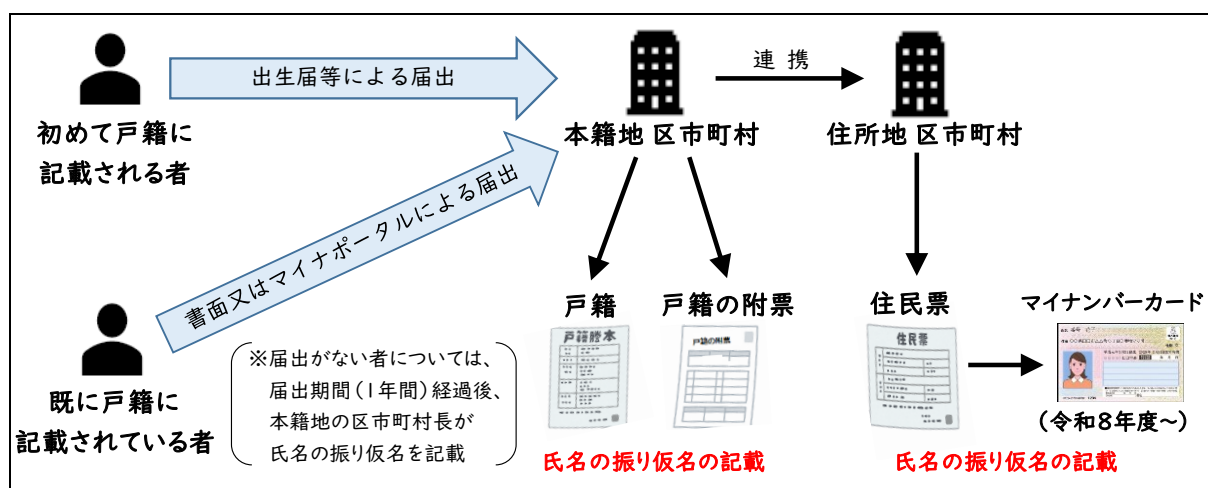
(2) 氏名の振り仮名の届出受付〔令和 7 年 5 月 26 日～令和 8 年 5 月 25 日〕

ア 区市町村において、本籍人等からの振り仮名届出の受付を行う。

イ 届出の受付を行った場合は、審査後、戸籍に振り仮名の記載を行う。

(3) 氏名の振り仮名の記載〔令和 8 年 5 月 26 日以降〕

(2)の期間内に届出がなかった場合は、本籍地の区市町村長が管轄法務局長等の許可を得て、(1)の通知書の振り仮名を戸籍に記載する。



3 本区の対応について

氏名の振り仮名記載については、全国民を対象とした届出であり、本区においても通常期（約 15,000 件／年）を大幅に上回る届出数が見込まれるため、以下の対応を実施する。

(1) 専用窓口の開設

文京シビックセンター地下 2 階後楽園駅方面出入口側執務室（旧旅行代理店営業所）に氏名の振り仮名届出専用窓口を開設する。

(2) 民間事業者への業務委託

届出の受理決定、戸籍記載等、区職員が行うと定められた以外の業務（受付、データ入力、コールセンター運営等）について、民間事業者への委託を行う。